

第7回 都市自治制度研究会 議事概要

日 時：平成27年12月10日（木） 18:00～20:00

開催場所：日本都市センター会館7階 705会議室

出席者：横道清孝 座長（政策研究大学院大学）、大杉覚 座長代理（首都大学東京）、飯島淳子 委員（東北大学）、金井利之 委員（東京大学）、斎藤誠 委員（東京大学）、内海巖 委員（上越市）、大谷基道 専門委員（名古屋商科大学）、鈴木潔 専門委員（専修大学）、石川室長、鈴木室長補佐、加藤研究員、杉山研究員、三浦研究員（日本都市センター）

議事要旨：現地調査結果について意見を交わした。
報告書の構成について意見を交わした。

1 現地ヒアリング調査結果について

(1) 朝来市ヒアリング調査（都市内分権）について

- ・ 平成の大合併後のまちづくりの基本方針として「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を掲げ、単なる審議機関ではなく地域が自ら考え行動していく組織とするために、法律上の地域審議会や合併特別区・地域自治区制度を用いない独自の都市内分権制度を模索してきた。具体的には、小学校区単位を基本とする「地域自治協議会」を設置し、自治基本条例において明記するとともに、地域自治包括交付金を通じて地域自治協議会に大胆な権限移譲を進めてきた。
- ・ 地域自治協議会を設置したことの成果として、地域活動に参加する住民の層の大幅な拡大（特に若者や女性）と地域住民の心のよりどころ・活躍の場の創出が挙げられる。
- ・ 組織の縦割り化への対応や市役所の担当課と地域自治協議会の協働が、今後の課題である。

(2) 宮崎市ヒアリング調査（都市内分権）について

- ・ 市域を21の地域自治区に分け、地域協議会を設置している。また、地域自治区の区域ごとに、地域活動の実践組織である「地域まちづくり推進委員会」が設置され、地域協議会と地域まちづくり推進委員会がいわば「車の両輪」となって多様な地域活動が展開されている点が、宮崎市における都市内分権の制度的特徴をなしている。
- ・ 地域協議会には議員がオブザーバーとして参加することができ、地域まちづくり推進委員会においても議員が積極的に関与している。
- ・ まちづくりに関する役割につき、地域自治区と地域まちづくり委員会との間の業務分担を明確化することが今後の課題である。また、地域まちづくり推進委員会を条例上で位置付けるとともに、自治会の加入促進を目的とした地域まちづくり推進条例を策定することを検討している。

(3) 宮崎市ヒアリング調査（広域連携）について

- ・ 従来から、一部事務組合や機関の共同設置、事務の委託、施設の共同運営といった様々な形で連携を行ってきたことに加え、国富町及び綾町と連携中枢都市圏を構成している。同一の部署が連携中枢都市圏と地方創生を担当し、都市圏ビジョンと地方創生の戦略との間で平仄が合わされ、産学官金労言の宮崎広域連携推進協議会が地方創生の総合戦略策定に係る協議体を兼ねるなど、広域連携と地方創生が密接に関連付けられている点に宮崎市の特徴が見受けられる。
- ・ 連携中枢都市圏の構成自治体間の協議・利害調整を担う会議として、産学官金労言の宮崎広域連携推進協議会、市長村長から構成される宮崎広域連携推進会議、及び企画課や各事業の担当課の職員から構成される宮崎広域連携担当者会議の3種類がある。

- ・ 事務負担の軽減・行政の効率化のため、従来の連携の仕組みから移行することも含め、今後は連携協約を活用した広域連携を進めていきたいと考えている。具体的には、防災分野あるいは観光分野が挙げられる。

2 報告書の構成について

- ・ 本研究会の対象である都市内分権及び広域連携に関する諸制度の動向や、各自治体における取組みの内容を報告することで、自治体の関係者にとって参考になるような報告書の作成をめざす。
- ・ 「都市内分権」では、概ね下記の構成で執筆を行う。
 - 第1章 都市内分権の現状と今後の方向性（背景、成果ないし課題、展望）
 - 第2章 都市内分権の法的検討（法的な根拠、協議会型住民自治組織の法人格と分権状況）
 - 第3章 ガバナンスのあり方（行政と住民自治組織の関係、意思反映のあり方）
 - 第4章 アンケートからの考察（合併前後からの変化等）
 - 第5章 上越市の取組み
 - 第6章 宮崎市の取組み
 - 第7章 朝来市の取組み
- ・ 「広域連携」では、概ね下記の構成で執筆を行う。
 - 第1章 広域連携の現状と今後の方向性（広域連携が求められる背景や展望）
 - 第2章 広域連携の法的検討（連携協約や代替執行に係る法的論点、広域連携の理論的検討）
 - 第3章 ガバナンスのあり方（構成市町村間の合意形成及び財源負担、意思反映のあり方）
 - 第4章 多様な広域連携の方策の検討（財政支援のあり方、垂直連携の可能性）
 - 第5章 上田市の取組み
 - 第6章 宮崎市の取組み
 - 第7章 福山市の取組み
 - 第8章 鳥取市の取組み

3 その他

- ・ 次回研究会では、現地ヒアリング調査の結果について事務局より報告を行うとともに、各委員に報告書の骨子を提出いただき、その内容について検討を行う。

（文責：日本都市センター）